主 文

本件申立を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

理 由

最高裁判所のなした判決に対しては、同判決の変更を求めることができる旨の法 律の規定がないから本件申立は不適法として却下すべく、申立費用は申立人に負担 させることとし主文のとおり決定する。

昭和三一年一二月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	7 <b>K</b>	克	己